

平成 30 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6 月定例会付託案件 1
- 1. 所管事務調査 1 7

平成 30 年 6 月 19 日（火曜日）

建設環境委員会会議録

平成30年6月19日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時56分開議（実時間109分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第65号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 議案第69号・市道路線の認定について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査
- （（株）クリーンアメニティ所有の処分場の今後の維持管理について）
- （千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について）
- （消費税転嫁に係る予算流用について）
- （アルミ・スチール盗難事件の処理について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	百田隆君
委員	太田広則君
委員	谷川登君
委員	田方芳信君
委員	堀徹男君
委員	山本幸廣君
※欠席委員	君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	潮崎勝君
市民環境部次長	稲本俊一君
理事兼環境センター建設課長	山口敏朗君
循環社会推進課長	坂口初美君
環境センター管理課長	田中孝君
財務部長	岩本博文君
建設部長	松本浩二君
建設部総括審議員兼次長	倉光宏一君
土木課長	西竜一君
都市整備課長	一美晋策君

○記録担当書記

上野洋平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたしますが、きのうの、本当、大阪、京都大地震、お見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と

呼ぶ者あり)

それでは、議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中、款4・衛生費の市民環境部分につきまして、稲本次長に説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（稲本俊一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の稲本でございます。よろしくお願いいたします。じゃあ、座らせていただきまして説明いたします。

それでは、議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第3号、当委員会に付託されました市民環境部関係分につきまして御説明をいたします。別冊の補正予算書・第3号の13ページをお開きいただきたいと思います。13ページ、補正予算書、よろしいでしょうか。

それじゃあ、13ページの下段のほうになりますけども、歳出の款4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費の補正前の額13億1215万4000円に対し、生活環境事務組合負担金事業（じん芥）について、4720万4000円の減額補正をお願いし、補正後の額を12億6495万円とするものでございます。

本事業は、現在、千丁町、鏡町、東陽町、泉町、氷川町から発生する一般廃棄物を氷川町にある八代生活環境事務組合クリーンセンターで処理しているところから、八代市と氷川町がそれぞれ負担金を支出し、管理運営を行っているものでございます。

今回、八代市環境センターの供用開始に伴い、平成30年7月から北部ブロックの千丁町、鏡町、東陽町、泉町の一般廃棄物の搬入先が八代生活環境事務組合クリーンセンターから八代市環境センターへ変わることになり、八代生活環境事務組合規約の改正により負担金割合

の変更が生じることになります。

その負担金割合につきましては、規約の改正前は、共通経費割30%、国勢調査人口割20%、ごみ搬入量割50%であったものが、改正後は、——7月以降ですけども、国勢調査人口割50%、ごみ搬入量割50%となるものでございます。

このようなことから、本事業の当初予算では、この補正予算のほうには記載はありませんけども、当初予算では、八代市の年間負担金額が1億2311万2000円であったものが、規約変更に伴う負担金割合の変更により、年間の負担金額が7590万8000円となったため、その差額4720万4000円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 人口割の50%になった理由ば聞かせてください。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君）

環境センター建設課の山口でございます。よろしくお願いいたします。

負担金割合が50%になりましたものにつきましては、事務組合でじんかい処理を行うときに、共通的に使う経費と、ごみ処理に直接係る経費、これをそれぞれ費目ごとに積算をいたしまして、その額がちょうど、おおむね50%、50%ということになりましたものですから、施設管理、それから直接ごみ処理に係る部分、それぞれ比率を計算しまして50%となりました。そういうところから、ごみ処理に直接係る分をごみ搬入量割の50%にする、直接、施設とか、そういった経費に係る部分、それを共通経費といたしまして人口割にするという計算になるということで、そういう算定をしたところ

でございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 説明は理解をいたします。この人口割50%という、この件については、他市はどうですか、その状況というのは。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君）

これを算定するとき、他市の状況については、それぞれの自治体の事務組合の構成というのがそれぞれ違うものですから、今回、八代市と氷川町さんとの間にあります事務組合のじんかい処理の部分での経費ということだけで算定しておりますので、ほかの自治体のほうは参考にはいたしておりません。単純に、事務組合の中でじんかい処理に使われる経費、それを費目ごとに積算をいたしまして、それぞれ幾らかかるかということで算定しましたのが、それぞれ50%ずつになるということで算定をいたしたところでございます。

○委員（山本幸廣君） それも理解しましょう。ただ、負担の割合ですからね、どこに負担が行くのかと考えた場合には、負担はやはり下げる方法というのを考えないかんだろうと、そういうふうに思うんです。国保も上がるわ、みんなやっぱり税が上がるわけじゃないですか。こういう中で、搬入を含めて、人口割のこの負担割合というのをですね、なるたけならやっぱり削減をし、そして市民に安心なやはり生活環境を、事務組合としてのですね、位置づけをしていく。これは私はですね、ここらあたりはもう少し執行部として考えてほしかったなど。

上げればよかという問題じゃなくしてから、理由はま一つあるような気がしてならないんですけども、それについては私からですね、質問しますが、やはり最終的にはこういうところに真心を、やっぱり行政が手助けしてやるというのが私は一番大事じゃなかろうかなと、そういうふうに感じましたので、これは後から意見としてですね、言っておきますので、答弁要り

ません、説明はですね。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今回、新しい環境センターができて、規約が変わって減額ということなんですけど、その4700万円という経費は、そもそも氷川の何でしたっけ、クリーンセンターか、で燃やしたりするのに必要な経費だったわけですよね。そっちに入れなくてよくなったので減額しますっていうならわかります。その4700万という経費は、今度は一体どこに行くんでしょうか。新しい環境センターの経費の、当然、必要な経費なんだろうから、これは。こっちでは減額しますが、環境センターの中の運営経費という中に入っていく分と考えていいんですか。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君）

今回の減額になりました分については、まず、事務組合のほうの経費のほうから御説明させていただきますと、八代市が減額になった分、氷川町さんのほうの負担がふえている形になっております、事務組合といたしましてはですね。それから、八代市の環境センター、新しい分につきましては、その4700万円を環境センターのほうで使うということではなくて、環境センターのほうでは、もう全体の経費として最初から予算を立てておりますので、この減額になった分については、新たに環境センターのほうに予算を使うということではございません。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、よかったなというふうに捉えとっていいんですか、4700万。

○委員長（中村和美君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（堀 徹男君） 3月議会のときにですね、29年度の負担金で試算をされている表をいただいているんですよ。よければ、今回のような額が確定した部分ですね、またこういった同じような資料を使っていただいたほうがわかりやすかったかなと。金額が違うもんですから。それをお願いしておきたいと思います。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 今の件ですけども、額が変わったのは、3月議会でお示したのは、3月のごみの搬入量が確定しておりますでしたので、見込みで作成いたしましたということで、今回の数字は年間のごみ処理量が確定したということで、若干数字が予定よりも減額が多くなっております。

また新しい資料をつくりまして、皆さんに御提示します。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、よろしく願います。

ほかありませんか。

○委員（山本幸廣君） これは別ですけども、7月2日、火入れ式が終わりまして、委員長、ですね、火入れ式が終わって、そしてまた7月2日から稼働という、でしょう、ごみをですね。今のところ何もトラブルとか、そしてまた、いろんな業者間とかの、等々について、何か不平不満が、何かそういうのはあっておりませんか。全体的にですよ、今の。

この前、写真を見たときにも、ちょうどうちのきれいな環境センターがですね、見えておりましたが、その周辺というのは草ぼうぼうで、また撮った写真家のやつも、余りよく撮ってなかったもんですから、そう感じたんですね。撮り方も、こっちから撮ってくださいというこ

とで撮ったのはですね、あの草ぼうぼうのところから環境センターが見えておったものですから、そういうイメージが悪いような気がしてですね。今はもう完璧に、外柵も含めてもうでき上がってしまったというようなふうで理解してよろしいですかね。まだ見てないんですけど。山口君、どうかな。

○理事兼環境センター建設課長（山口敏朗君）

7月2日の受け入れに向かいましてはですね、各業者さんとの調整を図りながらですね、市民の皆さん来られますので、順調に受け入れるように、また、環境センター管理課とも調整を行いながらですね、そこに向かってはきちんと調整しているところでございます。

ただ、工事につきましては、どうしても現場事務所が建っている場所でありまして、今新しい施設が建っている場所周辺につきましては、もう少しちょっと整備がかかるころではございます。

できるだけ、来られる皆さんの動線の部分にはですね、迷惑かからないようには整備をしていくところではあるんですけども、どうしてもそのあたりが、土木工事のほうがですね、建設が終わってからの工事になっとるもんですから、若干手がつけられていない部分も残っている分はございます。その点については、ちょっと御理解をいただきたいなと思っておりますし、余談ではございますが、7月2日に、この前御案内させていただいておりますので、そのあたりにはですね、ちょっと現場を見ていただいて、皆さんにも御説明をさせていただければと思うところで、ちょっと御案内をさせていただいたところではございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。一生懸命頑張ってください。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、以上で第4款・衛生費についてを終了します。

執行部の入れかわりのため小会します。

(午前10時14分 小会)

(午前10時15分 本会)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長(松本浩二君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部長の松本でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中、建設部所管分について、倉光総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長(倉光宏一君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部の倉光でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長(倉光宏一君) 失礼します。

それでは、お手元の議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款の7・土木費を1億2060万円増額補正し、補正後の額は54億9507万6000円としております。その内訳は、項2・道路橋梁費を6060万円増額、また項5・都市計画費を6000万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。予算書の14ページをお開きください。

14ページの一番下の表をごらんください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費に補正額2260万円を加えて、3億9526万7000円としております。補正額の内訳は、節13・委託料の494万円と節15・工事請負費の1766万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております道路維持事業でございます。この事業は、国庫支出金を活用するものであり、年度当初におきまして、国の防災・安全交付金の増額内示がありましたことに伴うものでございます。

ここで、別冊の建設環境委員会資料、議案第57号と一緒にごらんください。こちらのA4縦のものでございます。

道路維持事業関係分は、別冊資料の3ページから5ページになります。

増額内示に関係する分としまして、別冊資料3ページ、坂本町日光にあります日光隧道の点検業務委託、資料4ページ、坂本町荒瀬の市道合志野・中鶴線及び同じく坂本町西部の市道今泉・袈裟堂線における道路のり面等災害防除事業に係ります測量設計委託及び工事、資料5ページ、松崎町の市道松崎町田中町線の視覚障がい者視線誘導ブロック設置事業に係る工事につきまして、それぞれ事業を推進するために増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金が1131万3000円、地方債が900万円、一般財源が228万7000円としております。

次に、補正予算書の15ページをお開きいただき、一番上の段の表をごらんください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目3・道路新設改良費に補正額1000万円を加え、8億7479万4000円としております。補正額の内訳は、節13・委託料の1000万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しておりますシンボルロード整備事業でございます。

別冊の委員会資料をあわせてごらんください。

シンボルロード整備事業は、別冊資料の6ページになります。

この事業は、市長の提案理由説明にもありました八代おもてなしプランのメニューの1つとして取り組むこととしておりまして、本町アーケードと市役所庁舎を結ぶ通称こいこい通りをシンボルロードと位置づけ、来月1日にオープンしますくまナンステーションや各種のソフト事業などと連携し、人の流れやにぎわいを創出するために行うハード事業でございます。

今回、整備に向けて、計画策定及び測量、設計業務委託料の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、地方債が670万円、一般財源が330万円としております。

次に、目4・橋梁維持費でございます。補正額2800万円を加えまして、2億1254万7000円としております。補正額の内訳は、節13・委託料の2800万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております橋梁長寿命化修繕事業でございます。

この事業は国庫支出金を活用するものであり、年度当初におきまして、国の防災・安全交付金の増額内示がありましたことに伴うものでございます。

別冊の委員会資料をあわせてごらんください。橋梁長寿命化修繕事業は、別冊資料の7ページになります。

増額内示に関係する分としまして、別冊資料に赤字で記載しております高速道路や鉄道をまたぐ3つの橋梁の点検業務委託、それと、平成26年度から点検を行なってきました1885橋の法定点検が今年度で完了予定であることから、点検結果を踏まえ、次の橋梁長寿命化修繕計画策定のための委託を予定し、増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金が1540万円、一般財源が1260万円としております。

次に、補正予算書15ページ、中段の表をごらんください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目4・公園費に補正額6000万円を加え、2億7387万4000円としております。補正額の内訳は、節13・委託料の300万円と節15・工事請負費の5700万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております都市公園安全・安心対策緊急支援事業が5500万円と、公園施設長寿命化対策支援事業が5000万円でございます。この2つの事業も国庫支出金を活用するものでございまして、年度当初におきまして、国の防災・安全交付金の増額内示がありましたことに伴うものでございます。

別冊の委員会資料をあわせてごらんください。

都市公園安全・安心対策緊急支援事業は別冊資料の8ページになります。

この事業につきましては、都市公園の老朽化したトイレについて、バリアフリー化を推進するものでございまして、水島児童公園ほか4つの公園の設計業務委託や工事实施のための増額補正をお願いするものでございます。

次に、別冊資料の9ページをお開きください。

公園施設長寿命化対策支援事業になります。この事業につきましては、都市公園の老朽化した遊具の改修を推進するためのものでございまして、別冊資料に赤字で記載しております内田児童公園と宝出児童公園の設計業務委託と工事实施のための増額補正をお願いするものでございます。

以上2つの公園事業の財源につきましては、国庫支出金が2950万1000円、地方債2

640万円、一般財源が409万9000円としております。

以上、議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分につきまして説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） まず、視覚障害者視線誘導ブロックですか、済みません、よくわからないんですけど、視線誘導ブロックというのが本当の名前ですか。

○土木課長（西 竜一君） 土木課の西でございます。よろしくお願いします。

今の、委員さんの質問にお答えしたいと思います。

以前は視覚障害者誘導ブロックという形で呼んでいたかと思いますが、完全にですね、全盲の方以外もですね、視覚がですね、弱い方がいらっしゃるということで、視線誘導という文字がですね、今、加わっているということで考えていただければと思います。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

続いて、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） 今回予算に上げられているのは、新設ということなんでしょうけど、設置の基準といいますか、1級とか2級とか、いろんな種類の道路があるじゃないですか。それに付随している歩道には設置するんですよとか、そういう何か基準みたいなものがあるんですか。

○土木課長（西 竜一君） 特に基準というのはないんですが、歩行者が通るところ、歩行者の通行ですね、いわゆる歩道と呼ばれるところ

についてはですね、幅員等でですね、狭いところについてはですね、視覚障害者誘導ブロックを設置することによって、歩きにくいとかですね、そういうところがあるということになりますので、比較的広い歩道ということですね、考えながら設置しているところです。

今回の道路につきましては、いわゆる八代緑の回廊線ということで、歩行者の通行もかなり多くてですね、十分な幅員が確保できているということで、視覚障害者誘導ブロックを、——建設当時つくっていなかったものですから、つくるといって行っております。

○委員（堀 徹男君） それとですね、新規に設置されるのは、もう本当いいことなんですけど、過去にもずっと設置してあるやつがありましてですね、割れたり、盛り上がったたり、せり上がったたりしている分が結構あるんですよ、どういう路線でも。そういうののメンテナンスの基準というのもあるんですか。例えば、さっきのトンネルみたいに、5年に1回は歩いて、——道路は点検されるんでしょうけど、歩道の点検ってなかなかされないんじゃないかなと思うんですけど。

○土木課長（西 竜一君） 済みません、具体的にですね、法律上で、こういう、何年おきにしなさいとかですね、そういうのはございません。ただ、やはり視覚のですね、障害があられる方が通られるということは、普通の健常者も通られるということになるんですが、段差があったりですね、実際にその機能を確保できていないというようなところについてはですね、市のパトロールも含めてですね、住民の皆さんからの情報を得ながらやっていかなくってはならないのかなと考えております。特に何年おきにですね、しなさいというような基準等はございません。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、市民の方からの通報とかってということがあれば、対応すると

いうふうに捉えておいていいですか。

○土木課長（西 竜一君） もちろん自分たちのパトロールというのもですね、やっておきたいと、やっておりますので、もちろん一番はですね、身近に感じられるのは市民の皆様からということになりますから、情報はですね、かなり大きいところがあるのかなというふうに思っております。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） まずは、今回の補正予算を見の中で、国庫の負担、そしてまた地方債から一般財源等々について数字を見たわけでありまして、その前に、今回、防災・安全対策の交付金の内示が来たということでの補正を組んだんですね。どれぐらい来たんですか。

○土木課長（西 竜一君） 基本的にはですね、防災・安全交付金というのが多岐にわたっております。今回、道路橋梁費で上げています道路維持費の分、あと道路新設改良費の分、それと道路橋梁維持費についてはですね、全て防災・安全交付金ということになりまして、この国庫支出金の分の合計がですね、全て今回、防災・安全交付金の増額分ということになります。失礼しました。道路新設改良費についてはですね、違います。申しわけありませんでした。道路維持費と橋梁維持費の分の合計額ということで考えていただければなというふうに思っております。

○委員（山本幸廣君） 西課長、そこで、当初予算で要求をした事業、特に維持の面も含めてですよ、これはもう公園も含めてなんですけど、要は、年間こういう事業をしますということで、年間事業予定をするじゃないですか、で、また予算要求をします。予算要求をしたら、財政のほうは、はっきり言って、そこあたりの90%ぐらい、10%ぐらいで予算する。

それ以前に、今、倉光さん来ておられますからですね、やはり国に対しての交付金に対してですよ、何かのやっぱこれは処置を、これからですね、我々議会としてもしなければ、旧態依然と変わらないような交付金の内示の仕方というのをやっているんですよ、国が。この災害が危機にいつも来ている状況の中ですよ、もう内示は今に来るは、また9月か8月か10月ぐらいに内示が来るわ、それはもう国の今までのシステムですから、もう私としてはですね、それを変えろということは変えられないんですけども、私たちやっぱ地方の自治体というのは、それを加算してくれればいいんですよ、当初に。もうわかっておるわけですから、大体が内示額というのが。ほとんど毎年変わらないじゃない、内示額が。その内示額をいかに当初に。やはり、こういう状況であると、外国にばかり金ばっかぶいやらんでちゃ、やっぱ国内でのですね、こういう社会の保障、安全という建設部門の予算というのは、私は当初で国や県も、私は予算をですね、交付してほしい。県の負担金も含めてですよ、国の負担金も。これらについては強くですね、要望したい。

また、あなた方にこれを言ってもわからない、わかっておられる中でのですね、どうにもできないような状況というのは理解しますよ。だけど、今回の維持も含めてですよ、このような、じゃあ10月に内示は大変楽しみにしていますよ。それはなぜかって、今回は防災だったんですけども、次は経済対策ということで、彼たちはやっぱし、政府は今考えておるわけでしょう。経済対策がどれぐらい来るか、楽しみです。これはやっぱし地元でおるやっぱし議員も含めてですけど、議会も含めて、今回、経済対策で地方にどれだけの、はっきり言って負担金をくれるかという、交付金も含めて、くれるか、配分してくれるかと、楽しみにしています

けども。

きょうは補正でありますけど、補正に賛成しますけども、やはり補正の仕方、やり方というものですね、この数字を見た範囲内で、もう少し現場の中で、この箇所については、この箇所についてはということ。

1つはですね、シンボルロード、これは100万ですけどね、こいこい通りですけども、これ1000万で済むとかな。というのは、今の公園のところを埋め立ててしまっただけで道路にするのか、それとも、その先の今の何とかというお寺の前のUターンするところ、ああいうところの改良とか、歩道の改良とか、ボンネまでを改良すると思うんですけど、こいこい通りを。その予算って、この1000万で足りるんですか。それとも、これは補正を組んだだけですか。総予算はどれぐらいかかるの、あそこのこいこい通りは。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） シンボルロード整備事業につきましては、今回は、先ほど御説明しましたけど、計画策定とその後の測量設計業務ということで1000万円の補正をお願いしているところでございまして、その後のトータルの事業費といいますか、いわゆる工事費ですね、それにつきましては、今後、設計を進めながら、また財政とも協議しながらですね、考えていきたいと考えております。

○委員（山本幸廣君） 委員長、設計、測量委託関係で1000万というと、大体その予算というのは出てくるわけですね。大体私は、農業出身の議員でさえですね、1000万のそういう委託料としたならば、総事業費は大体どれぐらいかなと。予算関係、測量関係を委託するときには、設計というのはもうほとんど、当初の予算というのは、工事予算というのはわかっておられると思うんですよ。

そこらあたりについては、なるだけなら早く

ですね、やっぱり委員会にはそれを示していただきたいと思うんですよ。終わった後にばかり報告をするという、提案をするということですから、やっぱりみんながですね、一般質問で市長の答弁なり、いろんな答弁されました。そういう中で、じゃあ、あそこはどぎゃんとのでくっとだろうかと。市民の方が、委員長、これはものすごいですね、もう市民の方がよく、こいこい通りと。

ということで、ある議員が行ってから集会をしたりな、我々は知らなかった、ほかの議員さんは知ったというふうな話も、私も1週間に1回ぐらい飲みに行きますからですね。そういうことで意見がいっぱい出てきてですね、やっぱり知らない議員と知っている議員がおる。知らない職員と知っている職員がおる。その中で、やはり委員会というのは特別な委員会ですから、委員会にはぜひともですね、早目に提示をして説明をしていただけたかなというふうに強く要望したいと思いますけれども、そこらあたりはどうですか、考えは。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 今回は、先ほど申しましたとおり、計画策定とあれですけど、一般質問の中でも、八代市のおもてなしプロジェクトチームを発足したという答弁があったかと思います。そういった八代市役所全体ですね、そういったチームを結成して、ソフト事業、ハード事業ともに進捗状況とかを明らかにしながらですね、この事業を進めていこうと考えておりますので、節目節目におきましては、進捗状況とか、そういったことをですね、お示しできればというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） 理解しましょう。その中で、予算についてですね、これは観光という1つの名目で整備事業をやると思うんですよ。観光関係の国の補助事業というのはどういふのがあるんですか。その対象にされるんです

か、それとも一般財源だけで対応されるんですか。

○委員長（中村和美君） できるかな、部が違うんじゃないかなと思いますので。（「うんうん、道路でもどっちでもいいんですよ」と呼ぶ者あり）総務企画部長ですから、ちょっと今、山本委員の、できる限り答えてください。そのかわり、それ以上は言えないというのは、はっきり言ってください。そうせんと、話が長うなって進みませんので、今の山本委員の質問に対して。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 当然ですね、今回のシンボルロード整備事業につきましては、我々建設部としては、あそこの道路の管理者あるいはプロムナードの公園管理者という立場からですね、整備事業を進めるわけでございますけれども、ソフト事業と連携してですね、人のにぎわいを創出する必要がございます。

なので、ソフト事業につきましては、例えば、市役所内部でございますと経済文化交流部、そういったところでですね、適切な補正予算を計上されているかと思しますので、ちょっと詳細につきましては、我々ちょっと建設部のほうでは、ちょっと情報を持っておりません。そういったところでございます。

○委員（山本幸廣君） よろしいです。じゃあ、公園関係ではないというのは、環境部ですということですね。そこだけはっきりしてください、予算関係は。それだけでいいんです、今、委員長から簡潔にということですから。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 建設部としましては、あそこの道路管理者である道路の整備と、公園のところの整備を予定しております。

○委員（山本幸廣君） だから、その予算の補助事業の対象になるのがありますか、ないです

かということの私の今、質問ですから。補正で1000万組んでおかなければ私は質問しないんですよ。だからこそ、やっぱり私たちにはですね、きちっとした予算でも、補助事業の対象はどういう名目なのか、そういうのをしっかりですね、把握はされていると思うんですけど、これからだということで理解をして、このことについては終わりたいと、——意見として後から言いますからようございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 済みません、関連して確認なんですけど。設計業務委託ですよ、今、現実的には川が流れているじゃないですか。あの川はなくなるんですか。人工でつくった川がありますよね。（「水路のことでしょう」「水路ですよ、魚が泳いどった」「あ、公園たいね」と呼ぶ者あり）あずまやをつくってあるじゃないですか。

○建設部長（松本浩二君） この路線が、先ほども倉光次長のほうからありましたように、こいこい通りといって、コイも泳いでいる水路がございします。そちらのほうにつきましては、やはり催し物とか、多用途に使えるようなですね、この道路をシンボルロードにしようというような発想もございします。ですので、今、その用途について、内部でもプロジェクトチームつくりまして、地元の商工会等も相談しながらですね。極端な話、なくなることもあります。

（「可能性はある」と呼ぶ者あり）可能性はあります。

そのような感じで、全てもうこれは残した上で、ちょっと表面だけ美装化するというようなことではなくて、もともとからそれを覆すぐらいのこともあるというような気持ちで、この道路づくりには取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（田方芳信君） この都市公園安全・安心対策緊急支援事業、このトイレ、バリアフリー化なんですか。それとも、このトイレ自体を新しく建てかえるんですか。

○都市整備課長（一美晋策君） おはようございます。都市整備課、一美です。

このバリアフリー化とは何ぞやというようなお問い合わせですけども、まず、くみ取りを水洗にしたりとか、和式を洋式化にしたり、あるいは、先ほど言われていますトイレ周辺の段差の解消等を行ってですね、車椅子でも使用できるようにというようなことで、さまざまな事業で対応させていただいているところでございます。

以上です。

○委員（田方芳信君） 大体わかりました。じゃあ、こういった、この写真から見れば、大体このトイレ自体が相当古いなというのを感じるんですけど、建てかえるんじゃないくて、今言われたような感じでやっていくच्छゅうことですかね。

○都市整備課長（一美晋策君） 済みません、説明が申しわけなくて。建てかえを行います。こちらに予定しております中で、水島児童公園あるいは大島公園については、くみ取りだったものを水洗化にして、建てかえをするということで考えておるところでございます。その他についても、一応建てかえを予定しています。

○委員（田方芳信君） ありがとうございます。わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（百田 隆君） 今の公園の整備についてですが、これは全体から見ても一部ですか、それとも、まだ整備する余地があるということですか。

○都市整備課長（一美晋策君） これ、全体の中の一部ということで、その進捗率を示すことは、いろいろ率としてはあるかと思うんですけ

ど、一応、水洗化率はこの2公園をもって100%になりますが、トイレの洋式化を率であらわすとですね、大体36.2%ということで、洋式化はまだまだ残っているというふうな状況になっております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） シンボルロードについてですが、今、今度の、設計委託ということですけれども、これは地域周辺の住人の意向とか、あるいは商工会とか、そういう方たちの意向を踏まえて、設計は、つくられる予定ですか。どうですか、そのあたりは。

○建設部長（松本浩二君） 今、副委員長おっしゃるとおり、今回のシンボルロードにつきましては、単純な美装化とかではなく、地元の意見も聞きながらですね、シンボルとなり得る道路にしたいというふうに考えまして、十分意見のほうは拝聴していきたいというふうに考えております。（委員百田隆君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本幸廣君） 道路維持関係の補正予算、今回について、まあ補正予算ですから、これについてはですね、私のほうから、ここだけはというのはですね、ほとんど国・県の支出金であるわけですよね。補正組むのはほとんど国・県と思ったらいいですよ、8割ぐらいはですね。私はそういう理解をしています。あと2割ぐらいが一般財源で補正を組むところがあるわけですけども、この中で、道路維持関係で、関係資料の中でトンネルと。2ページと3ページやったかな。3ページと4ページ。トンネル関係の点検と道路維持の災害の防除ということで、このような危険箇所等々について今回補正を組まれましたですね。

まだまだ災害関係については、たくさんの箇所があると思うんですよね。そこあたりについてはですね、私は早急に、今回の大阪の地震、

さらには群馬の地震、そしてまた今回、今後6月以降については、台風が来るわ、集中豪雨はあるわという状況の中ですね、一般質問をされた方たくさんおられましたね、道路関係も含めて。

そういう中ですね、ぜひとも、補正を組まなきゃいけないときには、しっかりした補正を組んで、特に災害については即対応できるようなですね、支所とも連携プレーしてください、支所。支所の連中が頭脳的なプレーを持っている人たくさんおると思うんですけども、ほとんど、本庁との連携がなかなかうまくいってないというような状況をよく聞くことがあります。

そういうことでありますので、この災害についての補正予算の2200万についてはですね、私は当初から算出をしますけども、今後のことについてですね、考えてもらえればと思いますが、松本部長、どうですか。

○建設部長（松本浩二君） 今、山本委員おっしゃいますように、一番身近で、地元の状況を一番知っておりますのが、地域事務所の職員でございます。そちらのほうと本課のほう連携しながら、今後も災害対応、あわせて道路維持関係について、取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 簡潔にいきますから。

もう1つは、道路維持ですので、私ちょうど一般質問しました。その後の対応というのは、即対応していただいているんで、心から感謝したいと思いますが、いろんな方々から、歩道の凹凸、それから道路の凹凸、修繕等含めてですね、よろしかれば、この雨季の前にですね、総点検をしてほしいと思います。

西課長がずっと一生懸命回ってですね、おられますが、よろしかれば市内全域ですよ、支所とタイアップしながら、そこの箇所をですね、チェックをして、そして集中豪雨の後にどれだけの修繕箇所が多くなって、それが拡張してい

るのかという中で予算要求をどうするかと。特に経済対策の内示が来ましたときには、即対応できるような体制をとっていただければと思いますが、いかがでしょうか。西課長は一生懸命頑張るとるけん、よかけんでから、松本部長に。

○建設部長（松本浩二君） ただいまの山本委員の御提案といいますか、御指導に対しまして、私たちもそのように、梅雨前、また梅雨明けのほうも重点的に調査をやりまして、今後の対応について計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。（委員山本幸廣君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） それで、岩本の財務のほう部長にもですね、しくと私の答弁をしておりますから、しくと彼とは膝を交えて、予算の確保に努力をですね、するようにですね、——これは一般質問で答弁しておるわけですから、その後の結果はどうなったのかということですね、私は皆さん方の意に沿うようにですね、9月に一般質問したいと思いますので、よろしく願いしときます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 済みません、いっぱいシンボルロードの話は出てるんですけど、厳しい建設予算の中からですよ、ほかの事業は国の支出金だとか何とかというのがある中で、これ予算書見る限り、一般財源単独事業だと思うんですけど、1000万という額で、山本委員おっしゃったように、計画策定から設計までするというのは、よほどのものをつくり上げないと、なかなかですね、この予算から想像するには、相当なお金がかかるような工事されるのかなというふうに想像するんですけど、財源が市債ということなんですけれども、何債でされるんでしょうか。交付金があるような、財源としての市債はですね。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 補

正予算書15ページの特定財源の内訳のところですね、地方債670万円としておりますけど、その起債につきましては、今回は地方道路等整備事業債という、充当率90%の起債を活用する予定でございます。今後、工事になりましたらですね、国の交付金とか補助金とか、そういったものが使えれば、それが一番いいと思っておりますし、極力有利な財源を活用するように検討してまいります。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。また次回。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本幸廣君） 次長、今、答弁したとは、私に答弁しとらんじゃなかか、さっきは。何でしとらんとか。あつて、今、堀が質問したときには、地方道路債か何か答弁しとるね。____。訂正せろよ、今んとは。何ごつか。一人の議員にはたい、どぎゃん事業債でも借金だけんでから、90%充当ですけども、そういうのをなぜ、さっき答弁しとらんとね。委員長、整理してくれよ。これこそはっきり言ってからたい、_____。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 済みません、——（委員山本幸廣君「_____」と呼ぶ）はい、申しわけございませんでした。（委員山本幸廣君「申しわけなかった」と呼ぶ）しっかり答弁すべきところでございました。申しわけありません。（委員山本幸廣君「_____」「委員長、整理してくださいよ」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いやいや。（委員山本幸廣君「納得しないですよ。納得しますか」と呼ぶ）いやいや、わかりました。わかりました。じゃあ。（委員山本幸廣君「だから委員長が——」と呼ぶ）

今、倉光総括審議員も、あなたの言われたとおりで、失言を認めたわけですから、それ以上

はもう個人的に、委員会ですから、責めないでもらいたいと思います。委員長としてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員（山本幸廣君） 責めるとか、そういう問題じゃなかとです。委員長が整理の仕方、委員長ですけんね、いいわけですけども、そういうことで陳謝、はっきり言って陳謝はありませんけども、そういうまあ謝をしたわけでありましたが、今後の中で委員長としては、じゃあ、次長、注意しなさいよという、委員長、そこらあたりを言ってもらえばよかとです。言ってくださいよ。委員長、それば整理せないかと。

○委員長（中村和美君） ということでございますので、各担当、委員の質問に対してはですね、確実に答弁するようお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、意見がありましたら、お願いします。

○委員（田方芳信君） 先ほどからのシンボルロードの整備事業ですけど、これにとってはですね、本当、観光にもつながる部分ですので、執行部におかれましては、しっかりと考えて、前向きに頑張っていただくことを強く要望しておきます。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第65号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分にかかわる専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（松本浩二君） 引き続きまして、平成30年5月18日、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分いたしました平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号中、建設部所管分につきまして、倉光総括審議員兼次長並びに関係課長から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 建設部の倉光でございます。引き続きよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） お手元の議案書49ページ、議案第65号をお開きください。

地方自治法により、専決処分した事件を報告することになっておりますので、51ページ以降の平成30年度八代市一般会計補正予算書・第2号により報告させていただきます。

それでは、54ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳出について説明をいたします。

款10・災害復旧費を540万円増額補正し、補正後の額は2636万7000円としております。その内訳は、項2・公共土木施設災害復旧費を540万円増額補正したものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。予算書の6

0ページをお開きください。

60ページの下の表をごらんください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費に補正額540万円を加えまして、540万1000円としております。補正額の内訳は、節11・需用費の290万円と節13・委託料の250万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております道路橋梁施設災害復旧事業でございます。

ここで、別冊の委員会資料、議案第65号、建設部所管分をあわせてごらんください。

今回の補正に関係します内容につきましては、3ページから5ページになります。

この事業につきましては、泉町と坂本町におきまして、5月2日から3日及び6日から8日にかけての豪雨により、泉町の市道腰越～平線ほか12路線におきまして、土砂崩れや落石が発生したため、それを取り除く費用と、国の災害復旧事業に申請するための測量及び設計業務委託費用を増額補正したものでございます。

なお、崩れた土砂や落石については、既に取り除きが完了しております。

別冊資料の3ページには、泉町内の落石や崩土除去箇所の位置、4ページには坂本町内の落石や崩土除去箇所の位置を記載しております。5ページには、国の災害復旧事業に申請するため、測量及び設計委託により実施している箇所を記載しております。

以上、議案第65号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございます。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第65号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分にかかわる専決処分の報告については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第69号・市道路線の認定について

○委員長(中村和美君) 次に、議第69号・市道路線の認定について説明を求めます。

○土木課長(西 竜一君) 改めまして、皆さん、こんにち。(「こんにち」と呼ぶ者あり)建設部土木課の西でございます。よろしくをお願いします。

私から、議案第69号・市道路線の認定について説明させていただきたいと思います。恐れ入りますが、座らせていただきまして説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○土木課長(西 竜一君) 議案の77ページをお願いいたします。

ここで、正誤表がですね、来ているかと思いますが、確認をさせていただきたいと思います。

この表の中の終点のところなんです、訂正がしてありまして、今、八代市坂本町中谷走水というふうに書いてありますが、これは正誤表が来ていまして、八代市坂本町中谷い走水ということで、訂正がありますので御確認をいただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきたいと思います。

今回、1路線の市道認定を提案させていただ

いております。路線名が深水・走水線でございます。この路線は、次ページに位置図をつけておりますが、坂本町の深水地区と中谷地区を結ぶ道路でございます。77ページ下段の提案理由のところに記載がございますとおり、市道の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

それでは、別添資料を使いまして、経緯など詳細について説明を申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、右肩にですね、建設環境委員会資料ということで、議案69号・市道路線の認定について、八代市建設部と書いてある資料をお願いします。位置図が1枚ついているものでございます。

表紙をめくっていただきますと、一般県道小鶴原女木線、位置図がございます。

小鶴原女木線は五木村の小鶴地区と坂本町の原女木地区を結ぶ延長約28.5キロメートルの県道でございますが、道路幅が狭く、位置図の黄色で示しております約10.5キロの区間は未整備であり、通行ができない区間となっております。

このような中、平成10年に、当時の坂本村と五木村とで一般県道小鶴原女木線改良貫通促進期成会が設立されまして、道路の拡幅改良や通行不能区間の早期開通のための要望活動等を実施されてきております。その成果もあり、供用済み区間では拡幅改良が実施されてきております。しかしながら、通行不能区間の整備は、現在のところなされていません。

そこで期成会では、通行不能区間の早期事業着手が困難な状況を踏まえまして、県道に隣接し、通行可能であり、代替機能を有しております、位置図では青色で着色しております林道深水・走水線を県道とすることにより、県道小鶴原女木線が全線通行可能となるよう県道の区域変更の提案・要望を行ってまいりました。

そして、本年３月に林道走水線を県道とするための覚書が県と市で締結されたところでございます。その覚書では、まず、本市において林道を市道として認定し、その後、県道として区域変更を行うこととなっております。

このようなことから、今回の市道認定は、覚書に基づきまして、将来、林道深水・走水線を県道とするため、一旦、市道として認定するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 西課長、今説明が、まあ理解をします。この覚書というのが、県が守ってくればね、いいわけなんです。これが一番の問題でね、私もやっぱり旧市の時代からこの覚書でだまされて、ずっとやってきた経緯があります。これは天草まで、中村委員長も、たくさんの旧市の議員の方々御存じだと思います。

用水を、はっきり言ってから天草まで工業用水をするときと、それから、今、（聴取不能）のところの誘致のときも、県は八代市と覚書を交わしたんですね、２回交わしております。２回交わしたけれど、全部覚書どおりやってくれないという、そういう思い出がたくさんあります。

だから、これは、まずは市が受けましょうと。あとについては、はっきり言って県がとりますからという、この覚書というのは、しっかりした覚書をね、確認をして、それを怠ったときにはどうするかというぐらいまで確認をとっておかなければ、これはもう必ず変わるんですよ、首長が変われば変わっていくし。職員が卒業すれば卒業していくし。あれから３０年ぐらい、八代は覚書はなるわけですけども。

そういうことで、しっかりした覚書を。松本部長、この覚書は蒲島知事と中村八代市長が覚書をされたんですか、それとも誰がされたんですか。ちょっと聞かせてください。

○建設部長（松本浩二君） この覚書につきましては、熊本県知事と八代市長が押印されての覚書になっております。

○委員（山本幸廣君） 私もほっとしたんですけども、これについては知事と市長ですから、どうしても永遠、５０年というまではされないと思いますけども、その後についても、よろしかれば、その担当の職員じゃありませんけども、部長連中までですね、補足をして、そして完全にこれは励行していただくというような確認をですね、私もやっぱり市長にも、委員長ですね、この覚書については。

これは大事な箇所なんです。今までものすごく苦勞して、苦勞してですね、できなかった箇所。ですから、市でもということがあったんですけど、私は、県がなぜこれを取り組まないのかと。なぜ県がしないで、市がまずは認定して、市がして、そしてまた県につて、これは逆な話じゃないかということです、私は、はっきり言ってから。ただ、まやかしてこういうことをやってもらっちゃ困るという、私のこれは意見であります、本当強い。この箇所、大変困られたところがあるんですよ。災害があった場合にですね。

そういうことですので。認定は、覚書をされましたので、委員長、もうこの６９については賛成をしますけども、今のところ、私はそういう要望ですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 何か、覚書、将来というふうに聞こえたんですけど、県道にするって。将来って。どう聞けばいいんですか。

○土木課長（西 竜一君） 将来といいますの

は、こちらとしてはですね、近い将来ということとを考えております。やはり林道をまず市道にして、その後県道にするということですね、多少ですね、安全施設等をですね、現地立ち会って、この後、実施協定を結んで、それをですね、ある程度市のほうで安全施設等をですね、移行すると。そういう期間が出てくるかと思えます。

以前からですね、この林道を県道にというお話が、坂本村の時代からですね、進めておられまして、いろいろ舗装をやったりとかですね、安全施設を設置したりというのは数多くされていますので、そんなに広い範囲、長い範囲をですね、安全施設をしなくちゃいけないということではないと考えておりますので、済みません、いつまでですということはなかなか言えないんですが、近い将来と私は認識しております。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） それでは、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 意見もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第69号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時14分 小会）

（午前11時15分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

答弁の修正があるそうでございますので、これを許します。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 済みません、先ほど、堀委員の質問に対しまして、私のほうから誤った答弁がございましたので、おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。

議案第57号の15ページ、堀委員のほうから、シンボルロード整備事業の財源につきまして、地方債はどの種類の地方債かという御質問がございました。これにつきまして、先ほど私のほうから、地方道路等整備事業債、充当率90%の起債を活用するというふうに答弁をしたところでございましたけども、大変申しわけありません、誤っておりました。

起債につきましては、充当率95%の合併特例債を活用していくということで、大変申しわけありません、訂正させていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） 堀委員、よろしいですね。（委員堀徹男君「はい」と呼ぶ）

それでは、ということでございますので、小会します。

（午前11時16分 小会）

（午前11時17分 本会）

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、「都市計画・建設工事にかかわる諸問題の調査」「生活環境に関する諸問題の調査」以上の2件です。

このうち「生活環境に関する諸問題の調査」に関連して4件執行部からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・生活環境に関する諸問題の調査（（株）クリーンアメニティ所有の処分場の今後の維持管理について）

○委員長（中村和美君） それではまず、（株）クリーンアメニティ所有の処分場の今後の維持管理についてをお願いいたします。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 本日は、市民環境部から4つの案件につきまして報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、（株）クリーンアメニティ所有の処分場の今後の維持管理についてでございます。説明に使います資料は、お手元に白い表紙でタイトルをつけてございます、これを用いますので、御準備方、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、内容につきましては担当課長より説明させます。

○循環社会推進課長（坂口初美君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）循環社会推進課の坂口でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○循環社会推進課長（坂口初美君） それでは、株式会社クリーンアメニティ所有の処分場の今後の維持管理について御説明いたします。

資料1ページをお開きください。

本件に関しましては、平成30年5月16日

に行われました本委員会の所管事務調査の際に御説明をさせていただいておりますが、スケジュールに若干の変更がありました。

前回の説明では、クリーンアメニティ所有の処分場の今後の維持管理に関する契約を6月中に締結を予定している旨の説明を行いました。その後、破産管財人、熊本県、維持管理を引き継ぐ予定の会社との協議が行われる中で、スケジュールに少しおくれが出ております。

そのため、現時点でのスケジュールとしましては、1ページの表に示しておりますように、維持管理会社の立ち上げを7月中旬、契約の締結を7月下旬、引き継ぎ期間を経て、新しい維持管理体制のスタートを8月下旬と予定いたしております。

本市としましても、契約の締結から新しい維持管理体制への移行がスムーズに行えますよう、県と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、資料2ページをお開きください。

管内視察の際にも少し御説明させていただきましたが、本契約において重要となる部分を抜粋したものを概要としてお示ししております。

概要書の内容につきましては、前回お示したもののから変更はございません。この中で特に重要と考えておりますのが、2ページの中段、大規模自然災害等への対応に関する部分でございます。

熊本地震を経験して、地元住民の方々からは、大規模災害に対する不安の声が寄せられております。契約書にきちんと明記し、速やかな対応がとれるようにいたしております。また、地元住民の方々の不安を少しでも低減するため、市も契約書に当事者として加わり、業務内容の履行状況の確認などを行うこととしております。

また、本日は契約書の最終案も添付させていただいております。資料の3ページから12ペ

ージが二見処分場に関する部分、14ページから19ページが昭和処分場に関する部分でございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 大規模自然災害への対応ということで、新会社にその担保はとられてはいるということなんでしょうけど、具体的にですよ、どういう手段をとってやられるところを持っておられるのかですね、その会社がですね。契約は書面ではできるんでしょうけど、例えば実行部隊がいるじゃないですか。そこら辺までつかまえとかなないと僕はいけないんじゃないかなと思いますけど。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 大規模災害、地震を想定した場合、一番重要になるのは初期対応と考えております。まず現場で何かあったら、管理会社が目視で確認する。そして、その応急措置ですね、その部分はこの条項で、費用を先方、要するに管理会社が応急の部分については対応していただくというのを確認してございます。

それ以降、応急処置ではなくて本格復旧とか、そういう部分に対する記載であったらば、これはまた協議を経て、市、県が対応せんばんところは対応するような、大規模災害の場合はですね、災害復旧費用もございますので。

一番今回のポイントは、応急対応の部分を管理会社さんにやっていただくということは確認がとれております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） ちょっとね、私、目を通したんですが、契約の中で、1条の基本的役割の中で、立会人である熊本県は本契約の履行

を確保するために必要な支援、支援の内容、そしてまた助言を行うものとするという中で、助言はしてもいいんですけど、支援はどういうふうな支援をするのかということは、はっきりと役所のほうには、うちのほうとしてはもう確認しとるわけやな。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 必要な支援内容に関しましては、本契約の履行を確保するためということですので、採水とか施設の維持管理に関する技術的な指導を行ってまいることと確認をいたしております。

○委員（山本幸廣君） 技術的な支援という形で理解をします。今、堀委員が言われたような問題等もきちっとですね、県のほうには、——まずは県ですからね、市より県のほうがもう大事ですからね、そこらあたりは強く、担当には励行してほしいということを指導していただきたいと。まずは県が指導すりゃよかですよ。強く強く、県が。県は許可しとるわけだけんが。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、（株）クリーンアメニティ所有の処分場の今後の維持管理についてを終了いたします。

・生活環境に関する諸問題の調査（千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について）

○委員長（中村和美君） 次に、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟についてをお願いいたします。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 失礼いたしました。続きまして、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟につきまして説明いたします。用います資料は、同じくお配りしてございます資料を使いますので、御準備方お願い

します。

じゃあ、あとは担当課長のほうに説明いたさせます。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 坂口でございます。

続きまして、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○循環社会推進課長（坂口初美君） 失礼いたします。

この訴訟は、千丁町の株式会社 J・クリーン代表取締役城誠二氏から、本市を被告として平成 27 年 10 月 9 日に提起された地位確認等請求事件に、平成 28 年 8 月 10 日に提起された許可更新処分取消請求事件を追加して併合審理されたものでございます。2 年 6 カ月の審理の末、平成 30 年 5 月 30 日に、熊本地方裁判所より、全面的に本市の主張を認める判決の言い渡しがあり、翌 6 月 1 日には判決書も受領いたしましたことから、その概要について説明させていただきます。

まず、表紙をめくり 1 ページ目をごらんください。

（1）平成 27 年（行ウ）第 18 号、地位確認等請求事件についてですが、原告の請求の趣旨といたしましては、主位的請求として、1 点目、本市が平成 27 年度に行った千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託において、原告が契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めるというもので、本市が平成 27 年 7 月 24 日に実施した一般競争入札で、有限会社ティ・エム・ディと契約し、原告と契約しなかったことは、廃棄物処理法、環境省通知及び最高裁判例に反し、裁量権を逸脱し、その手続に違法性があるなどと主張されたものです。つまり、本来この業務委託の受託者となるべきは原告であるという主張でございました。

2 点目は、平成 27 年 10 月から、原告が千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務を開始するまでの間、原告が受けとるはずであった委託料の相当額 143 万 5000 円を毎月支払うよう求めるというものです。

さらに、3 点目の予備的請求としては、仮に原告の契約上の地位が認められなかったとしても、原告に対して、344 万円及び平成 27 年 9 月 1 日以降、支払い済みまで年 5% の利息を支払うよう求められたものでございました。

4 点目の付随的請求は、訴訟費用は被告の負担とするというものでした。

これに対する判決の内容としましては、主文として 3 項目ございました。

1 点目、主位的請求のうち、本判決確定日の翌日以降、毎月 143 万 5000 円の支払いを求める部分を却下する。

2 点目、原告のその余の主位的請求及び予備的請求のいずれも棄却するとされました。1 点目で却下された将来の請求部分以外の原告の全ての請求を棄却するとされたものでございます。

3 点目は、訴訟費用は原告が負担するというものでございました。

次に、判決の理由の主な内容といたしましては、1 点目、主位的請求の第 2 項のうち、原告の将来の給付を求める訴えは、民事訴訟法第 135 条に反し不適法である。つまり、判決確定日以降の委託料相当額の支払い請求については、不適当であるので却下するとされました。

次に、2 ページをごらんください。

2 点目、本市が、当該業務委託契約の受託者を一般競争入札により決定した一連の行為は、違法とは認められないので、原告の主位的請求には理由がないとされました。

3 点目は、本市が平成 27 年 9 月 1 日以降も、原告との間で本件業務委託を締結すべき法的義務を負っていたとは認められず、本件に関

する行為は、国賠法上、違法とはならないので、原告の予備的請求には理由がないとされました。

続きまして、平成28年に追加提起された（2）平成28年（行ウ）第9号、許可更新処分取消請求事件の判決について御説明いたします。

まず、原告の請求の趣旨としましては、本市が平成28年3月11日付で行った有限会社ティ・エム・ディに対する一般廃棄物収集運搬業許可更新処分の取り消しを求められました。また、付随的請求として、訴訟費用は被告の負担とするよう求められておりました。

判決の内容としましては、主文の2項目であり、1点目、原告の請求を棄却する、2点目、訴訟費用は原告の負担とするとされました。

判決の理由の主な内容としましては、原告の主張は、自己の法律上の利益に関係ない違法を主張するものであり、これを理由に許可の取り消しを求めることはできないというものでした。

原告は、市が行ったティ・エム・ディの許可更新処分を違法であるとして取り消しを求めましたが、市が行った許可更新処分に違法性は認められず、また、訴えの内容は原告の利益には関係がないとして、訴えの請求が棄却されたものです。

以上が、一審の判決結果でございます。

済みません、資料には記載しておりませんが、6月12日に原告から控訴状が提出されました。原告側の控訴期限日の翌日、6月14日に、本市の代理人弁護士が熊本地裁へ確認をいたしております。

今後、高等裁判所から控訴審、いわゆる二審の訴状が送達されますのが7月初旬と見込んでおります。よって、控訴内容はまだわかっておりませんが、本市としましては、一審の判決どおり、本市の行った一般競争入札や許可更新処

分には何ら違法性はないと認識しておりますので、今後の裁判手続において肅々と対応してまいりたいと考えております。

以上、御説明いたします。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、——ないですね。以上で、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟についてを終了いたします。（循環社会推進課長坂口初美君「ありがとうございました」と呼ぶ）

・生活環境に関する諸問題の調査（消費税転嫁に係る予算流用について）

○委員長（中村和美君） 次に、消費税転嫁に係る予算流用についてをお願いします。

○財務部長（岩本博文君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部の岩本でございます。

消費税転嫁に係る予算流用について報告をさせていただきます。

本件につきましては、消費税が平成26年以降、5%から8%へ引き上げられた際の上乗せ不足分についての予算措置でございますが、当初予算で、本来、補償金で予算措置すべきところを、財務部で間違っしてしまいまして、役務費で予算措置してしまいましたため、おわびを申し上げますとともに、執行に当たりましては、流用で対応させていただきたく、お願いするものでございます。

なお、予算の内容につきましては、この後、田中環境センター管理課長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○環境センター管理課長（田中 孝君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環境センター管理課の田中でございます。

消費税転嫁に係る予算流用につきまして、お

手元に配付しておりますこちらの資料に基づきまして報告させていただきたいと思っております。着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○環境センター管理課長（田中 孝君） それでは、消費税転嫁に係る予算流用につきましてという資料をごらんください。

資料の項目の1番目、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法の部分をごらんください。

本法律につきましては、平成26年4月の消費税5%から8%への引き上げ、また、平成31年、来年10月の10%への引き上げに際し、消費税が円滑かつ適正に転嫁されることを目的に、平成25年度に施行されております。

本法律におきましては、買い手側、いわゆる特定事業者が売り手側に対しまして、消費税増税分の転嫁拒否を行うことを禁止したものでございます。

次に、資料項目の2番目、経緯について御説明をいたします。

特別措置法におきましては、消費税の適正な転嫁を担保するために、中小企業庁、公正取引委員会が事業所等において帳簿類の検査を行う立入検査が認められております。特別措置法の対象となる、買い手側であります事業所には、地方自治体も含まれることとされておりました。本市におきましては、経緯の表にありますとおり、平成29年5月に立入検査通知を受けまして、同6月に九州経済産業局の立入検査を受けておるところでございます。立入検査の対象となりましたのは、11課かい15件の契約案件でございます。

その後、29年7月でございますが、7課かい8件について、消費税が適正に転嫁されていないという九州経済産業局の見解が示されまし

た。そのうち、2課かい3件につきましては、特別措置法において禁止されている転嫁拒否に該当し、消費税が8%に増税されました平成26年度にさかのぼりまして、原状回復を求める指導書を発出する予定である旨の連絡が29年の12月にございました。

特別措置法違反との指摘を受けました案件につきましては、表の備考欄のほうをごらんください。

まず、①の簡易水道量水器検針業務委託、②の八代市有料指定袋の配送並びに一般廃棄物処理手数料収納業務、③の八代市有料指定袋販売業務の3件でございます。

立入検査以後、本市におきましては、内部で検査対象となりました案件の精査を進めてまいりまして、消費税が適正に転嫁されていないという見解が示された案件及び特別措置法違反とされました案件につきましては、適正な消費税転嫁を行うため、30年度当初に予算措置を行ったところでございます。

その後、ことしの4月に、特別措置法違反とされました3件につきまして指導書を受理しております。

平成30年5月に入りまして、立入検査の対象となったもの以外の全ての市発注の業務委託につきまして全庁的な調査を行いまして、指導書で指摘を受けました案件以外に、追加として1課かい4件が特別措置法違反として判明したところでございます。表に備考の欄に記載しておるところでございます。

次ページ、裏のほうをお願いいたします。

項目の3項目目、指導書の内容でございます。

先ほど、経緯のところでも御説明いたしましたが、2課かい3案件が指導の対象となっております。本委員会関係分といたしまして表に記載しておりますとおり、（1）の八代市有料指定袋の配送並びに一般廃棄物処理手数料収納業

務、いわゆるごみ流通における問屋業務と、
（２）八代市有料指定袋販売業務、いわゆる小売業務の２件でございます。

（１）の問屋業務、（２）の小売業務の内容でございますが、表の右欄に記載しておりますとおり、上の問屋業務につきましては、問屋９者に対しまして、有料指定袋製造業者から有料指定袋が配送されまして、その有料指定袋を小売店に配送し、小売店が販売したごみ袋の販売代金を市に収納するという業務を委託しております。この業務に対しまして、市から問屋にごみ袋１枚当たり３円の委託料をお支払いしているものでございます。

また、（２）の下の方でございますが、小売業務の内容でございます。市内スーパーやコンビニ等の小売店３１７者には、問屋から配送されました有料指定袋を市民の皆様に対して販売していただいております。この販売の手数料として、市から小売店にごみ袋１枚当たり２円をお支払いしているものでございます。

指導の内容につきましては、立入検査の結果、消費税５％でありました平成２５年度と、消費税が８％に引き上げとなった平成２６年度、この３円、２円という委託料、手数料を同額に据え置いたという本市の行為が、３％分の増税分を適正に上乗せしていないと認められたため、特別措置法に規定いたします買いたたきの禁止に該当し、３％の差額消費税分を問屋、小売店に支払うことなどの措置を講じるよう指導をいただいたものでございます。

本市としましては、平成２６年度の契約を行う時点で、問屋さんの同意を得た上で委託料を決定しているものであり、特別措置法に規定する買いたたきに該当しないものと認識をしていたわけでございますが、立入検査を機に、法令の内容や本市の契約の実態を精査いたしまして、差額消費税分の予算を確保した上で、速やかに本市の業務委託をお願いしている事業者様

にお支払いをしたいと考えたところでございます。

最後に、資料項目の４番目、流用額２８２万円について御説明をいたします。

現在の問屋の委託料３円、小売店手数料２円の契約単価は、消費税５％相当分の税込み額でございますことから、平成２６年度にさかのぼりまして、消費税８％で再計算した委託料、手数料と、既にお支払いしている委託料、手数料との差額である消費税３％相当分、合計額の２８２万円を問屋、小売店さんにお支払いするというものでございます。

２８２万円の内訳でございますが、下の表に記載しておりますとおり、平成２６年度から２９年度までの各年度ごとの既にお支払いしている金額と、本来お支払いすべきであった消費税８％で再計算した金額との差額を算出したところ、表の右下のとおり、合計額で２８１万９３２８円となったところでございます。

なお、本案件の予算につきましては、冒頭、財政部局から説明がございましたとおり、３０年度当初予算に計上していたところでございますが、当初予算編成時の作業ミスにより計上すべき科目に誤りがありましたため、既決予算の中で２８２万円を流用するという形で予算執行を行うこととしておるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） きのもも水道局で同じような説明をされていたんですけど、きょうはわざわざ財務部長がおいでになって、冒頭説明されたのは何でかなと思ひまして。財務部長がわざわざ。

○財務部長（岩本博文君） 予算計上の間違いを、この分ではしておりましたので、改めて、ちょっと間違っておりましたというところを私

のほうから申し上げて、執行に当たらせていた
だきたいというところで、説明に参りました。

○委員（堀 徹男君） 水道局はですね、指摘
を受けたときに、八代市の考え方としては、そ
んな悪くなかったからというようなことで抗弁
をしたようなことをおっしゃっていたんですけ
ど、こちらとしては、もう指摘のとおりで間違
いないということで認識されたと、最初から。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 私、去年、次
長として、この問題を直接、調査官とお話し合
いをいたしました。25年度から26年度にで
すね、3%消費税を上げなければならないとい
うのは執行部では当然わかっております。しか
し、先方の問屋さんと小売店さんとですね、来
年度の消費税が上がりますけども、どうでしょ
うかという話をしたところ、現行のままでいい
という確認がとれております。

そこで、その旨のお話を調査官にはいたしま
した。意図的に消費税を上げんだったのじゃな
くて、ちゃんと話し合いの結果、先方は理解し
ておりますというお話をしましたんですが、先
方いわく、そういう答弁そのものが買いたたき
なんですと。いわゆる民間で申せば、大手、一
一大きい企業のほうが小さい企業さんに、どう
しても内諾はとったとおっしゃいますけども、
小さい企業のほうは言い含められたというよう
なですね、お話になると。そういう視点でお話
をいただきましたので、快くという申しわけ
なかとですが、そういう意味合いで、しょうが
ないということで御指導を受けることにいたし
ました。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） それはそれとしての理
由はあるかもしれん。けれども、九州経済産業
局のほうから、わざわざこういう調査が来た
ということは、私はあえて、きょうは岩本君がお

るばってんが、監査委員はどぎゃんした気持ち
で決算見たっか、監査委員の感覚はどぎゃん
か、この問題について。（「なるほどね」と呼
ぶ者あり）

○財務部長（岩本博文君） 監査委員の感覚と
いいですか、意見は、私も、そこはわかりませ
ん。

○委員（山本幸廣君） それについては、しっ
かり監査委員と、監査委員もそういう指摘があ
ったということで、強く要望をしておきますか
ら。

これについては、もうはっきり言って、流用
というのはしちやいけないですよ、通常は、
充当も含めて、充用も。それを基本的にやっぱ
り考えておかないかん。もう部長が一番知って
おることやけんね。そこらあたりを一つ、強く
指摘をしておりますし、また、今後注意をして
ほしいと思います。

公正な流用というのはですね、認められるけ
れども、こういう流用というのは認められない
ということは、はっきりですね、申し上げてお
きますので、よろしく願いしておきます。

○委員長（中村和美君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようございま
す。以上で、消費税転嫁に係る予算流用につい
てを終了いたします。

・生活環境に関する諸問題の調査（アルミ・スチール盗難事件の処理について）

○委員長（中村和美君） 次に、アルミ・スチ
ール盗難事件の処理についてをお願いします。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 最後の報告事
項になります。

お手元に、アルミ・スチール盗難事件の処理
ということで資料をお渡ししてございますの
で、これを使いまして、担当課長より説明いた

させます。よろしくお願いします。

○環境センター管理課長（田中 孝君） 済みません、改めまして、田中でございます。

お手元の、アルミ・スチール盗難事件の処理についてという資料をもとに御説明をさせていただきたいと思います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○環境センター管理課長（田中 孝君） それでは、資料の項目の1番目、事件の概要の部分をごらんください。

清掃センターにおきまして、平成26年10月23日から、表に記載のとおり10月30日、11月10日、11月17日の4度にわたり、アルミ缶・スチール缶プレス等の盗難の事件が発生をしたところでございます。被害額合計で23万5060円でございます。こちらにつきましては、本市の売り払い単価で計算をした額でございます。

次に、資料項目の2番目、これまでの対応について御説明をいたします。

まず、各事件発生後、警察へ被害届を提出し、見回りや警備を強化するとともに、平成27年1月には、監視カメラを3台、防犯灯を1基、新たに設置をしております。

その後、4月から8月にかけて犯人7名が逮捕されております。このことにつきましては、別添におつけしております平成27年6月30日付熊日新聞に記事が記載されております。内容につきましては、また後ほどごらんいただければと思います。

その後、新たに1名が逮捕されまして、犯人は合計8名となったところでございます。

表のほう、戻っていただきまして、同年の6月から10月にかけて、この犯人8名のうち4名が、熊本地方方法務局八代支局のほうへ10万7922円供託をしております。

また、同年7月から、本市におきましても、

供託金の取り扱いや犯人に対する被害額の請求方法などにつきまして、弁護士や関係部署と協議を行い、対応をしております。

例えば、平成29年6月には、検察庁閲覧記録請求を行いまして、供託を行っていない犯人4名に対しまして、住居調査のための内容証明郵便の発送、または居住していると思われる場所の確認、住居が判明した2名への損害賠償請求等を行ってまいりました。

その後、平成30年4月に時効が成立し、同年5月に熊本地方方法務局八代支局より、利息を含む供託金10万7976円を受領したところでございます。

最後に、3点目、事件の処理をごらんください。

犯人に全額弁済させるためには、民事裁判を起こす必要がございますが、これまで説明いたしましたとおり、住所不明等の者がおりますため、裁判を起こしても全額回収できるかわからない状況がございました。また、裁判に未回収を上回る費用、こちらのほうでは20万程度と記載をしておりますが、この費用がかかるため、市といたしましては、供託金の受領をもってこの事件を終結することとしたところでございます。

以上、説明を終わりたいと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 終結させなきゃいけないんですか。放つとけないんですか。放つとけないというか、時効まで引っ張つとけないんですか。

○環境センター管理課長（田中 孝君） 済みません、説明が悪くて。本年の30年4月に3年間という時効が成立をしました。そこまで、先ほど申しましたように、いろんな住居を調べたり、残りの2名のほうを調べたんですが、こ

れ以上がちょっとわからなかったというところ
でございます。（委員堀徹男君「わかりまし
た」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ありますか。

○委員（山本幸廣君） 民事は民事でよかとし
て、刑事の説明は。ちょっと聞かせてよ、刑事
の場合には。わからんば、後でよか。結構で
す、委員長。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、
アルミ・スチール盗難事件の処理についてを終
了いたします。

小会します。

（午前 11 時 51 分 小会）

（午前 11 時 55 分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について
何かありませんか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査
2 件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中継続審査及び調査の件について
お諮りいたします。

所管事務調査 2 件については、なお調査を要
すると思いますので、引き続き閉会中の継続調
査の申し出をいたしたいと思いますが、これに
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そ
のように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いた
しました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたし
ます。ありがとうございました。

（午前 11 時 56 分 閉会）

八代市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定に
より署名する。

平成 30 年 6 月 19 日

建設環境委員会

委 員 長